

佐伯史談

第八十一号

「郷土史研究」誌
通算第三百三号

昭和四十七年三月廿三日発行

佐伯史談 会

事務所 佐伯市大字福垣宇龍護寺 羽柴ケ

研究

藩札始末記

佐伯史談会

顧問 故山 田 平之丞

(遺稿)

金銀は便ならざるを以て、中頃より各藩に藩札の兌換
 紙幣の発行ありき。元来は領内に通用せしむるが目的有
 れども、準備銀の鞏固なる藩の紙幣は領外にまでも通用
 せしこと、物蘭室の記事を見ても察せらる。藩庁の信用
 不信用に依つて藩札の通用価値に差等ありしことは事実
 なり。信用なき藩札の価値は著しく下落して、遂に通用
 極減し、領内に於ても或は一兩兩替を中止し、或は兩替
 の数量を制限する等の企てをなし、遂には兩替すること
 全然不可能となりて崩潰することあり。これを藩札崩れ
 と稱す。藩札崩れの場合には藩札は只一片の紙屑となり
 て、一銭の価値をも有せざるものと化するが故に、之を
 所有する人々は非常なる損失を招来す。故に兩替中止せ
 られて危機迫き場合は、所有者日争いて紙幣を物品に換
 えて其の危を免れ、尚又藩札崩れありたる藩より発行す
 る紙幣は、平生より其取引を標忌せられて、漸次取引市

場より淘汰せらる。物蘭室の「蓋海漁談」に曰く、

近年豊海の漁凡て餓乏しくなりぬ。富豪と稱する家
 にも多く積むことを聞かず、況んや平常目前の用は
 供する士民の家には、五百三百の鳥目にも事を欠ぐこ
 と常となりぬ。唯通用して事を弁するには諸侯の銀札
 あるのみ。銀札は皆封内に行うものなるに、四隣にも
 通用することとなり、其勢漸く盛になり、遂に此物の
 及高賈士農の手に離合屈伸となし、公然として天下通
 用の紙幣に換るは、怪
 しむべく且つ危むべき
 事なり。(中略)

元来銀札の行はるる
 は、莫の銀銭を公有に
 随へて其数に令せて流
 幣せし、其封内に流
 通せしめ便利を計る事
 なるに、此水銀に乏し
 きを顧みず、空荷を濫
 発せば、特に銀に替ん
 ことを望む者ありとも
 其求に応ずること能は
 ず、僅少なる員数の反
 交換し得るのみ。今封
 外に流通する銀札は封

本号内容

- 覽 藩札始末記(山平丞)……一
- 覽 薩長藩の紙幣(山平丞)……二
- 覽 藩札の紙と(高木重吉)……三
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……四
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……五
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……六
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……七
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……八
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……九
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……十
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……十一
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……十二
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……十三
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……十四
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……十五
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……十六
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……十七
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……十八
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……十九
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……二十
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……二十一
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……二十二
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……二十三
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……二十四
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……二十五
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……二十六
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……二十七
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……二十八
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……二十九
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……三十
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……三十一
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……三十二
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……三十三
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……三十四
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……三十五
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……三十六
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……三十七
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……三十八
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……三十九
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……四十
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……四十一
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……四十二
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……四十三
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……四十四
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……四十五
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……四十六
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……四十七
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……四十八
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……四十九
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……五十
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……五十一
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……五十二
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……五十三
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……五十四
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……五十五
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……五十六
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……五十七
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……五十八
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……五十九
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……六十
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……六十一
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……六十二
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……六十三
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……六十四
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……六十五
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……六十六
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……六十七
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……六十八
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……六十九
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……七十
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……七十一
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……七十二
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……七十三
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……七十四
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……七十五
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……七十六
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……七十七
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……七十八
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……七十九
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……八十
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……八十一
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……八十二
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……八十三
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……八十四
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……八十五
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……八十六
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……八十七
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……八十八
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……八十九
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……九十
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……九十一
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……九十二
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……九十三
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……九十四
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……九十五
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……九十六
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……九十七
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……九十八
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……九十九
- 覽 藩札の紙幣(山平丞)……百

内は流通するもの幾倍なるを知らず。是皆空措かれ
は何時其害発すべきも測るべからず。板金官命を以て
本銭に引換るべしと敕命すれども、変災大故ある時は
当り、何時とも弁すべからず。之と所有する人々の損
失となるのみ。云々（昭和十一年大分県教育会「大分県史要」）

山田云、寛政十年発行の佐伯藩札は、勿論銀本位で、
其銘柄は銭拾又札、銭五又札、銭三又札、銭三分札、銭
一分札、銭五厘札の六種。拾又札は青色で堅四十七分、
幅一寸八分。五又札は紅色、長さ幅拾又札と同じく、毫
又札は茶色で寸法前二者に比し小さく、三分札二分札は
共に白紙で、中央に三分札は三線、二分札は二線藍色の
線きひく。五厘は最小小さく紅色である。此の五厘札は不
ツトおくれで廢念年間、の發行である。

前記の通り、藩札は其藩内に通用し、封境一步を出ず
れば價格の幾分を墜し、尚藩政の如何により、封外の極
格各、差異あり、藩財政不信用なる藩札は全く通用しな
いものもあつた。然るに佐伯藩札は銀会所の正貨準備が
鞏固で、何時にても引換が可能であつたから、提封内は
おろか他領にても少しも極額をおとすことなく流通した。
措幣之儀旧幕より許可は無之候得共昔年より藩内限り
為辦理錢手形相用寛政十年三月當時相用假措幣に製造
仕候尤旧幕より巡見使廻來之節措幣、有無尋に付錢手
形藩内限り相用候段相違置候 以上

（明治三年四月 佐伯藩より政府への届書）

明治十六年大藏省編纂「日本貨幣史」に、佐伯藩々札
に關し左記の如く記されている。

佐伯藩

寛政十年始めて製造す

錢拾又札	新貨幣	八錢
〃五又札	〃	四錢
〃一又札	〃	八厘
〃三分札	〃	二厘
〃二分札	〃	二厘
〃五厘札	〃	三枚一厘

総枚數未詳、錢貨は六千五百五十八貫三百九十八匁
六分なり。
右は明治四年七月十四日、金価一兩に付錢札六十
四匁、錢札一匁に付き錢価百文の届に提て定むる
所の價格なり。

明治新政府は明治元年より翌二年に亘り、太政官札を
發行した。十兩、五兩、一兩、一分、一朱の金札である。
又二年に二分、一分、二朱、一朱の民部府札を發行した。
四年十月太政官の布告に曰く、

大改造幣寮に於て已に新貨の鑄造盛大に街施行有之
候へ共、夥多の古金銀一寺に改鑄、國內一般新貨適く
發行難相成候延、二分判を厭忌し候より自然上下の不
融を懸し候に付、今銀為替座三井組へ申付政府在來の
古金銀を引当として凡萬三百萬兩の正金引換十兩、五
兩、一兩三種の証券を製造し、來る十五日より發行致
し、海關稅を除く外、租稅其他の上納物、日用公私
の取引に至る迄總て正金同様通用せしめ候。尤右証
券の儀は、新貨鑄造の高に志し引揚ぐべき筈に候へ共
若差当り正金引換方望出候もの何時にても三井組に
於て在來の二分判を以て引換造はし候條、諸氏一毫の
疑念なく従前金札同様互に通用致すべく此段相違候事

辛未十月

維新以来太政官並民部省發行金の札製造粗なるに
り質造を謀るものあり、且又旧藩に於て發行の金銀錢
札は、其管轄限り通用の儀に付一般流通の便と矢ひ、
其の弊害不十分之令般御多端の折極莫大の入費と不被
為厭精巧の新紙幣百圓、五十圓、二十圓、五圓、二圓、
一圓、五十錢、二十錢、五錢各種を製造し、未壬申二
月十五日より右各種の内差向一圓、五十錢、二十錢、
十錢の四種を發行せしめ、追々製造成功の都合により
従来管轄藩兩楮之金札と引換條條厚く御趣意と体認し
無疑念通用可致、七引換の都合は尚追て相違儀儀も可
有之、仍て各該紙幣相添此段相違儀事

辛未十二月 大 政 官

明治四年辛未十二月、大藏省の布達は、「新貨比較定
価を以て追而引換迄の間元通用の土地を限り、新貨及楮
幣取交御無差支通用すべし」と云々
錢札は調銭と九六錢とを区別し、九六錢百文新貨の聖
相当である。銀札は各地辛未七月十四日の相場、金札も
辛未の相場に照して価値を定む。

明治六年三月十三日より四月七日まで、間、舊札引
換を交す旨旧豊後七藩に對し、左の通り通達された。
管下旧藩札の儀は兼て相違置儀價格引換の価値を以
て、来る十三日より四月七日まで日數二十日の間、別
紙ヶ所に於て新紙幣五錢未満の分へ、新貨相当の価値
押印之札を以て交換致候條、正副戸長保長等にて一小
区毎取持の分取集め、別紙雛型に倣ひ、簿札を捲へ区
劃日限を定め、期限中悉皆差留交換可致候事

明治六年三月 大分県権令 森 下 景 瑞

交換所

旧府内札	府内町
旧岡札	竹田町
旧佐伯札	佐伯町
旧臼杵札	臼杵町
旧杵築札旧日出札	杵築町
旧森札	日田豆田町

同 (三月二十八日より四月二十九日まで) 森 町

旧藩札支取飛地、引換所遠隔のものに取束本県にて府内引換所へ差出共不苦候事

辛未以来發行の爲替座三井組と親義の大蔵省及開拓使
正金兌換証券の及五拾錢、貳拾錢、拾錢の三種、未申
未發行の新紙幣と引換の件、明治六年五月太政官より布
達す。同年十一月十七日より廿四、十月、五月、二月、
一円五種の紙幣を發行せしめ、海關稅、公債証券の利足
を除くの外租稅其他公私の取引等正金と同様通用せし
む。

藩札を統一して、庶民に信用ある兌換紙幣を通用せし
むるに於て、当局者が如何に苦心したか察せらるる。
木村政府財政の基礎定らず、かくれたる苦心慘澹たる努
力は、實に世人の想像し能わらざるものがあったのである。

(主として「大分県史要」による)

百歲翁山名 巖先生述く

去る二月二十六日午後一時、先生は死す大掛の倒れが如く、溘焉
として逝かれた。明治四年十二月二十八日お生れであるので、満百歲と二
か月、正に一世を生きた。依りて生きた字引的の御存在であった。
これに對し、御存足を知らず一人も居なくなつた。
御葬儀は翌二十七日午後、養賢寺で執行され、本会より高木會長
以下多數会葬し九が、先生の徳望を慕う人達で一杯であった。